

岩手県告示第296号

令和2年3月10日付け岩手県報第11971号掲載保安林の指定施業要件の変更（令和2年岩手県告示第127号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 宮古市鈴木名第3地割13の5、13の7、51の19
- (2) 所在が不明である通知の相手方 坂本剛、東洋林業株式会社、中野理三、西川雅人

2 通知の内容を掲示した場所 宮古市役所